

下妻市男女共同参画推進プラン
(平成19年度～平成23年度)

進捗状況報告書
平成24年3月31日現在

平成24年10月
下妻市

平成23年度「下妻市男女共同参画推進プラン」の進捗状況

男女共同参画推進プランを推進する基本目標を掲げ、下妻市における男女共同参画施策の方向性や方策を明らかにし、施策の展開を推し進めているところですが、その着実な推進を図るために、平成23年度の実施状況を調査・自己評価をし、第2次プランの事業計画に反映することにより、男女共同参画社会の醸成にむけて施策の推進を図る。

この報告書は、平成19年3月に策定された「下妻市男女共同参画推進プラン」の具体的な取組み(事業)の進捗状況をお知らせするものです。

「下妻市男女共同参画推進プラン」の計画期間は、平成19年度から平成23年度の5年間となっており、今回は平成23年度末の各事業内容についての取組の実績の報告となります。

平成24年度具体的施策・事業内容は、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」(H24年度～H28年度)の施策体系に基づいた実施事業計画となります。

実施状況		割合
A:実施した	117	90.7%
B:検討は行ったが実施には至らなかった	8	6.2%
C:検討も実施もしなかった	0	0.0%
終了事業	4	3.1%

取組評価		割合
a:計画以上に達成できた	28	23.1%
b:ほぼ計画通りに達成できた	86	71.1%
c:計画には及ばなかった	3	2.5%
終了事業	4	3.3%

次の中から該当するものを選択してください
 A:実施した
 B:検討は行ったが実施には至らなかった
 C:検討も実施もしなかった

取組評価
 次の中から該当するものを選択してください
 a:計画以上に達成できた
 b:ほぼ計画通りに達成できた
 c:計画には及ばなかった
 実施状況でAの場合のみ記入してください
取組の実績は、できるだけ前年度対比とする

第2次下妻市男女共同参画推進プランの施策体系に基づいた実施事業を明記しました。

(参考記入例)

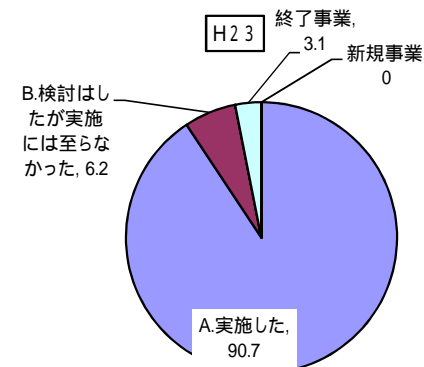
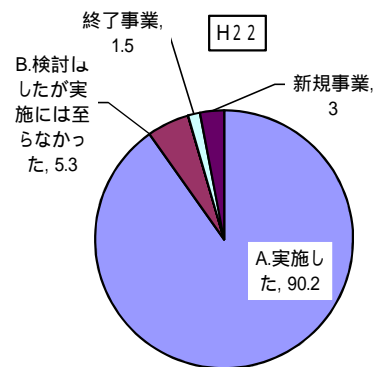
主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
男女共同参画	1	下妻市男女共同参画推進条例等の制定の検討	市民協働課	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例等の制定を検討します。	継続	A	(記入例) 第2次男女共同参画推進プラン策定にともない、男女共同参画推進条例制定し、平成24年4月1日から施行する。	b	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。
	2	男女共同参画推進事業への参加促進	市民協働課	男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	継続	A	(記入例) 女性プラザ男女共同参画支援室及びレイクエコーが開催する各種セミナーやエンパワメント推進講座への参加を呼びかけ、意識の啓発を図っている。 ・ハーモニーフォーラム2011参加 参加人数 13名(前年度:12名) 対象者:まちづくり女性スタッフ ・広報おしらせへの掲載(6回)	b	男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

〔DATA BOX〕

平成22年度及び平成23年度の実施状況・取組み評価の対比

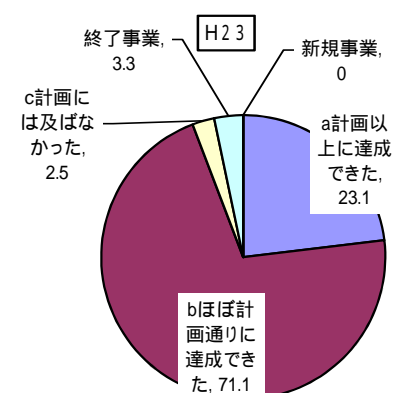
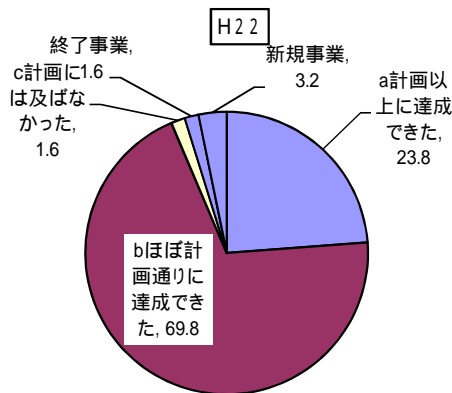
実施状況

		A.実施した	B.検討はしたが実施には至らなかった	C.検討も実施もしなかった	終了事業	新規事業
H22	件数	120	7	0	2	4
	%	90.2	5.3	0	1.5	3
H23	件数	117	8	0	4	0
	%	90.7	6.2	0	3.1	0



取組評価

		a計画以上に達成できた	bほぼ計画通りに達成できた	c計画には及ばなかった	終了事業	新規事業
H22	件数	30	88	2	2	4
	%	23.8	69.8	1.6	1.6	3.2
H23	件数	27	87	3	4	0
	%	23.1	71.1	2.5	3.3	0



〔結果分析〕

基本目標 では、相談体制の充実を図り「介護予防教室の開催」や「健康相談事業の実施」などが市民に浸透し、参加者が昨年比で増加している。

基本目標 では、健診者の増加、学習講座や運動教室の参加が増えており、健康づくりに対する市民の関心度が高まった結果とみられる。

基本目標 では、農業分野において女性の認定農業者の増加や、消防団への女性加入が推進され、新たな分野での男女共同参画の推進体制が整備されつつある。

基本目標

男女が互いの人権を尊重するための、意識の変革と相談支援体制の充実

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	1	下妻市男女共同参画推進条例等の制定の検討	市民協働課	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例等の制定を検討します。	継続	A	第2次男女共同参画推進プラン策定にともない、男女共同参画推進条例制定し、平成24年4月1日から施行する。	a	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。
	2	男女共同参画推進事業への参加促進	市民協働課	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	継続	A	女性プラザ男女共同参画支援室及びレイクエコーが開催する各種セミナーやエンパワーメント推進講座への参加を呼びかけ、意識の啓発を図っている。 ・ハーモニーフォーラム2011参加 参加人数 13名(前年度:12名) 対象者:まちづくり女性スタッフ ・広報おしらせへの掲載(6回)	b	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。
	3	男女共同参画推進事業講演会の開催	市民協働課	男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。	継続	A	女性団体連絡会の協力を得て毎年開催している。オープニングに有志(シモンズ)による寸劇を上演し、分かりやすく男女共同参画社会を啓発した。	b	男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。
	4	人権教室の開催	福祉課	毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。 対象:小学校4年生 講師:人権擁護委員	継続	A	H23実績: 下妻小学校・大室小学校・藤波/江小学校・総上小学校・豊加美小学校・高道祖小学校・蚕飼小学校・宗道小学校・大形小学校の9校にて実施 児童数388名	b	毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。
	5	人権教育研修会の開催	公民館	高齢者学級の一環として、1回2～3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。	継続	A	公民館教室の高齢者を対象に(8教室)人権に関する研修会(ビデオ鑑賞・講和)を実施した。 参加人数151名	a	高齢者学級の一環として、1回2～3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。
	6	人権教育講演会の開催	教育委員会	人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、社会教育委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、福祉団体、市職員を対象に、人権教育講演会を開催します。	継続	A	市民文化会館において、人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、社会教育委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、福祉団体、市職員、一般参加者を対象に、人権教育講演会を実施した。	b	人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、社会教育委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、保護者並びに福祉団体、市職員等を対象に人権教育講演会を開催します。
	7	男性の料理教室の開催	公民館	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	新規	A	下妻公民館において、男の料理教室(10回)定員20名を募集して実施した。 参加人数17名	b	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。
	8	介護予防等教室の開催	介護保険課	高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。	継続	A	介護予防一般高齢者施策 ・転倒予防教室(にこにこ体操教室)9教室 85回開催延べ1,341名参加 ・シルバーリハビリ教室 22教室 258回開催 延べ3,953名参加 ・高齢者健康づくり(運動施設)事業 30名参加 介護予防特定高齢者施策 ・げんき運動教室 35回開催 延べ500名参加 ・栄養改善教室 4回開催 34名参加 ・口腔機能向上教室 4回開催 41名参加	a	(一次予防・元気高齢者) 高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。 (第二次予防・元気高齢者) 虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能改善、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。
	9	介護教室の開催	介護保険課	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。	新規	A	要介護者を介護している方を中心に、市内3ヵ所で開催教室をした。 21名参加	b	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。

基本目標

男女が互いの人権を尊重するための、意識の変革と相談支援体制の充実

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	10	男女共同参画に関する情報の提供	市民協働課	市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。	継続	A	国県及び関係団体の男女共同参画に関する情報について、広報紙へ記載、合わせてポスターの掲示をした。 ・広報紙掲載回数 4回 ・おしらせ版掲載回数 10回 パンフレット等について、女性団体連絡会会議等に配布し、意識の高揚と啓発に努めた。	b	市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。
	11	男女雇用機会均等法にかかる諸施策の普及	産業振興課	女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者(以下「女性労働者等」という。)の能力の発揮のための雇用管理の改善、女性労働者等の職業生活と家庭生活との両立及び、女性の就労支援等の制度・施策を情報提供します。諸制度・施策について、国や県そして団体等から広報依頼があった場合、若しくはその時点で必要と判断される場合、お知らせ版へ掲載します。	継続	A	労働法令等の改正などについての情報をお知らせ版に掲載し、広報活動を行った。また、労働施策に関連するポスターの掲示を行い、啓発を行った。	b	国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版は掲載します。
	12	情報通信技術(IT)講習会の実施	公民館	ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを実施し、情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。	継続	A	ワードやエクセルなど前期8講座、後期8講座計16講座を実施した。参加人数241名	b	ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを学習する講習会等を実施し、情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。
	13	分かりやすい広報紙等の作成	全庁	広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するよう努めます。	新規	A	広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、庁内広報連絡委員会で情報収集や意見交換を行い、市民の生活に必要な情報の掲載と見やすい広報紙づくりに努めた。 (発行回数: 広報紙12回・お知らせ版24回、広報連絡委員会12回開催)	b	広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するよう努めます。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1) あらゆる暴力の根絶と相談支援体制の充実	14	DV被害者の市営住宅への入居資格の緩和の実施	建設課	同居親族がないDV被害者の、市営住宅への入居資格を緩和し、単身入居を可能とします。	継続	A	下妻市営住宅管理条例第5条第1項にて、DV被害者の入居資格要件を緩和し、単身での入居を可能としている。平成23年度においては、DV被害者からの入居申込みが2件あったが、どちらも単身世帯ではなかった。	b	事業名該当なし
	15	母子等保護の実施	子育て支援課	やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。	継続	A	相談件数 母子 1件 女性のDV 4件	b	やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。
	16	児童虐待防止事業の実施	子育て支援課	児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図ります。	継続	A	児童虐待防止月間(11月)に、広報紙に家庭児童相談室のPRや児童虐待防止にかかる内容等を掲載し、県及び児童相談所からのパンフレットやポスター、市が独自に作成したパンフレット等を市内保育所、幼稚園、小学校、中学校の全児童・生徒を対象に配付したほか、児童虐待防止キャンペーンとして市役所内にPRブースを設置したり、市内店舗において啓発グッズの配付を行いました。また、児童虐待防止講演会を開催し、市民への普及を行い、意識の改革を図りました。	a	児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。
	17	子ども対象の防犯教育の実施	指導課	市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。	継続	A	市内各小中学校ごとに「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施した。 小学校1年生に「下妻市キッズセーフティマップ」を配布し、安全教育に活用した。	b	市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。
	18	性に対する正しい知識の普及	保健センター	市内各小中高等学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。	継続	A	小学校(2校)4回 122名、中学校(1校)1回 133名に実施しました	b	市内各小中学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。
	19	行政相談の実施	市長公室	総務大臣から委嘱された行政相談委員として、下妻市では2名が活躍し、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度および運営の改善に生かす事業を行います。	継続	A	行政相談員2名により、毎月2回の開催を原則として、年間20回の行政に関する意見・要望等の相談を行った。 また、10月には、下妻市及び近隣市町村の住民を対象とした「くらしの一日総合相談所」が下妻公民館を会場に開催され、行政相談員のほか弁護士・税理士等も加わり様々な相談に対応した。	a	総務大臣から委嘱された行政相談委員として、下妻市では2名が活躍し、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度および運営の改善に生かす事業を行います。
	20	人権相談(困りごと)事業の実施	福祉課	水戸地方務局下妻支局及び下妻市の協力支援を仰ぎ、法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名(任期3年)が、特設相談日(人権擁護委員の日:6月、及び人権週間期間中:12月)と定期相談日に、相談を受け付けます。	継続	A	H23実績: 人権相談件数2件	c	法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名(任期3年)が、特設相談日(人権擁護委員の日:6月、及び人権週間期間中:12月)と定期相談日に、相談を受け付けます。
	21	心配ごと相談事業の実施	社会福祉協議会	心配ごと相談員12名、弁護士2名が、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉の向上を図ることを目的とし、毎週火曜日相談事業を実施します。(第2、第4は法律相談)。	継続	A	H23実績 一般相談 12回開催 相談件数 14件 法律相談 24回開催 相談件数 73件	b	心配ごと相談員8名、弁護士2名が、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉の向上を図ることを目的とし、相談事業を実施します。 第2、第4火曜日が法律相談(要予約)、第3火曜日が一般相談(先着順)
22	健康相談事業の実施	保健センター	住民検診や子宮がん・乳がん検診の場等で、随時健康相談に応じます。	新規	A	健診会場での健康相談:152名 元気アップ教室:261名 運動教室:474名 出前講座:25名 生活習慣病予防の計測会:4名 リハビリ血圧相談:78名 健診結果説明会:444名 メタボ運動教室:41名 血液検査時の個別相談:90名 合計1569名に実施しました。	b	特定健診や各種がん検診の場、電話や保健センター窓口で随時健康相談に応じます。	

基本目標

男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	1	市政モニター制度の実施	市長公室	市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。	継続	A	・女性モニター10名が活動した。(モニター総数16名) ・モニター会議を開催した。(2回) ・通信カードによるモニターからの意見・要望等の連絡があったものに回答し、市政に反映させた。(15件)	b	市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。
	2	審議会等への女性の参加促進	全庁	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。	継続	A	女性団体連絡会において、各種委員に女性委員の推薦をした。(2名) 各種審議会等への女性委員の登用率 21.1%	b	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。
	3	女性団体との連携促進	市民協働課	市内の女性団体との連携を図り、男女共同参画社会の実現をめざします。	継続	A	女性団体連絡会議を3回開催し、各団体の連携を図った。 女性団体連絡会等と連携し、講演会を開催し有志による寸劇をとりいれた。また、講演への参加を呼びかけるため、女性団体の会員を通してチラシの配布を行った。	b	市内の女性団体との連携を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。
	4	期日前投票立会人及び投票立会人への女性登用	総務課	期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。	継続	A	平成23年12月4日執行の下妻市議会議員一般選挙において、当日投票の投票立会人66人中女性11人を登用したが、期日前投票立会人には女性の登用がなかった。	c	期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。
	5	市職員の職域の拡大	総務課	市職員の登用については、管理職への女性の登用を含めた長期的な計画を立て、職域の拡大に努めます。	新規	B	・任免、昇格、降格等審査会において、平成24年度の係長以上の役付き職員への女性登用について検討を行った。 ・女性職員の意識啓発や職務能力の向上を目的とした研修など、広く職員の能力や資質の向上を図るため、自治研修所や市町村アカデミー等への各種派遣研修の情報を提供した。		管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。
(1) 就労環境の整備	6	下妻市働く婦人の家の管理・運営	産業振興課	男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要の援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置、以下のような事業を行います。 例：働く女性のための文化講座の開催、女性のクラブ活動の場の提供、公民館事業や一般市民(団体)への活動の場の提供等	継続	A	「華道」「着付」「カラオケ」など10講座を開催し、延1,204人が受講した。また、施設の年間利用人員は、12,314人であった。	b	男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要の援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働く婦人の家において、主に、働く女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。
	7	下妻市勤労青少年ホームの管理・運営	産業振興課	勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るためホームを設置し、以下のような事業を行います。 例：青年文化講座の開催、各種クラブ活動の場の提供、一般市民(団体)への活動の場の提供等	継続	A	「茶道」「英会話」「エアロビクス」など12講座を開催し、延751人が受講した。また、施設の年間利用人員は、10,648人であった。	b	勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している、勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に場の提供を行います。

基本目標

誰もが健やかに暮らせる健康づくりの促進

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1) 医療、健診体制の充実	1	乳幼児健診・相談・訪問事業の実施	保健センター	乳幼児の発育・発達のチェックを行い病気の早期発見、また食習慣やむし歯予防などの生活習慣の確立をはかると共に、育児支援の場として保護者の育児不安や悩みの相談等を行います。	継続	A	5か月児健診 受診者数:358名 受診率 91.9% (1.4%増) 1歳児相談 受診者数:353名 受診率 87.6% (1.1%減) 1歳6か月児健診 受診者数:363名 受診率 91.9% (6.4%増) 3歳児健診 受診者数:366名 受診率 87.1% (1.8%増) 1歳児相談の受診率は1.1%低下しましたが他は1.4～6.4%増加しました。	b	事業名該当なし
	2	妊婦・乳児健康診査の実施	保健センター	妊婦及び乳児の保健管理の向上をはかることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。	継続	A	妊婦一般健康診査 受診率 79.8% (0.7%増) 第1回 対象者:352名 受診者:341名 第2回 対象者:355名 受診者:286名 第3回 対象者:357名 受診者:313名 第4回 対象者:364名 受診者:325名 第5回 対象者:365名 受診者:288名 第6回 対象者:367名 受診者:312名 第7回 対象者:370名 受診者:307名 第8回 対象者:371名 受診者:327名 第9回 対象者:372名 受診者:309名 第10回 対象者:373名 受診者:314名 第11回 対象者:376名 受診者:290名 第12回 対象者:377名 受診者:294名 第13回 対象者:377名 受診者:240名 第14回 対象者:377名 受診者:168名 妊婦健康診査負担金助成事業実施要項を定め、10名に償還払いにより健診費の助成を行いました。 乳児一般健康診査 受診率 75.9% (10.3%増) 第1回 対象者:396名 受診者:327名 第2回 対象者:410名 受診者:285名	b	妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。
	3	住民基本健診の実施	保健センター	病気の早期発見に貢献することを目的として、19歳以上の市民を対象に、健診(尿検査・血圧測定・眼底検査・血液検査・心電図検査)を行います。同時に40歳以上を対象として、肺がん・結核の早期発見のためのレントゲン撮影を行います。	継続	A	生活習慣病予防健診として39歳以下の方659名、75歳以上の高齢者832名、計1491名に実施。また特定健診として40歳から74歳までの3,876名に実施しました。胸部レントゲン撮影は39歳以下の方386名、40歳以上の方には肺がん検診として4084名に実施しました。	b	生活習慣病予防・改善のための特定健康診査を市民に実施します。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となられた方には特定保健指導を実施します。また、胸部レントゲン・喀痰・前立腺がん・肝炎ウイルス検査は、該当年齢で希望される方に同時実施します。
	4	子宮がん・乳がん検診の実施	保健センター	子宮がん(20歳以上女性対象)及び乳がん(30歳以上の女性対象)の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。	継続	A	集団検診は、乳がん検診は7日間実施。(受診者794名)子宮がん検診は11日間実施。(受診者944名)医療機関検診では乳がん検診550名、子宮がん648名実施。	b	子宮がん(20歳以上女性対象)及び乳がん(30歳以上の女性対象)の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。
	5	骨粗しょう症検診の実施	保健センター	40歳～70歳までの5歳刻みの節目年齢の女性を対象に、骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。	継続	A	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の節目の女性を対象に骨粗しょう症検診を行いました。4日間で受診者320名。	b	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、随時健康相談を行います。
	6	骨粗しょう症予防教室の開催	保健センター	骨粗しょう症の成り立ちや食事・栄養・運動に関する知識を習得し、予防のための生活を実践できるよう骨粗しょう症予防教室を開催します。	継続	B	骨粗しょう症検診の際に、骨粗しょう症を予防する生活習慣に関する健康教育を行った。受診者320名に実施。	b	事業名該当なし
	7	夜間応急診療所の開設	保健センター	夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日(元日を除く)に市保健センターにおいて診療します。	継続	A	診療日数 121日 受診者数 内科 168名(うち小児40名)	b	夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日(元日を除く)に市保健センターにおいて診療します。
	8	休日在宅当番医事業の実施	保健センター	休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日(元日を除く)に市内医療機関が当番で診療します。	継続	A	診療日数 70日 受診者数 1442名	b	休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日(元日を除く)に市内医療機関が当番で診療します。

基本目標

誰もが健やかに暮らせる健康づくりの促進

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1) 相談支援体制の充実、健康づくりの知識の普及促進	9	各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施	保健センター	幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。	継続	A	食育・栄養(7回)、生活習慣病(4回)、性教育(5回)、子どもの発育と発達(1回)、学校保健委員会(3回) 計20回 718名に対し実施しました。	b	幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。
	10	就学時の健康教育事業の実施	保健センター	市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。	継続	A	市内全ての小学校(10校)で実施。保護者390名	b	市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。
	11	乳幼児の健康についての講演会の開催	保健センター	乳幼児の健康や疾病や子供の健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。	継続	A	小児科医師による「予防接種について」の講演会を開催しました。参加者27名	b	乳幼児の健康や疾病や子供の健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。
	12	保健医療サービス等情報提供の充実	保健センター	ポスターの掲示やパンフレット、リーフレット、チラシ等の配布により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。	継続	A	市役所ホームページ、広報しもつま、お知らせ版への掲載やポスターの掲示等により情報提供をしました。	b	市のホームページや広報紙への掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。
	13	保護者対象の学習講座・相談事業(子育て講座)の実施	保健センター	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子供の健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等について講演会を開催し、知識の普及を図ります。 対象者:妊婦、子を持つ親等の保護者 スタッフ:講師、保健師、母子保健推進員(託児協力)	継続	A	「ベビーマッサージ」1回開催 講師:セラピスト 参加者 30組 「親子体操」1回開催 講師:インストラクター 参加者 幼児5名 母親他5名 「A・Bサイン」1回開催 講師:ベビーサイン認定講師 参加者 23組	b	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子供の健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。
	14	小児の応急処置の健康教室の実施	保健センター	遊びの広場等で、下妻消防署員により、事故防止や子供の応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。	継続	B	不定期実施計画のため、今年度は未実施であるが、次年度開催予定です。		下妻消防署員や日本赤十字社の指導員等により、事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。
15	母子保健推進員の活動の実施	保健センター	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。	継続	A	産婦・乳幼児訪問:125件 乳幼児健診への協力:延70名 研修会への参加:83名 保育協力:11名 遊びの交流会2回実施。交流会への参加:45名 母子保健推進員数:平成23年5月現在68名	b	母子保健の向上を図るため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交流会等の開催を通し、地域の母子の身近な相談役としてサポートするとともに、予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業の周知や啓発活動を行います。	
16	健康相談事業の実施再掲	保健センター	住民健診や子宮がん・乳がん検診の場等で、随時健康相談に応じます。	継続	A	健診会場での健康相談:152名 元気アップ教室:261名 運動教室:474名 出前講座:25名 生活習慣病予防の計測会:4名 リハビリ血圧相談:78名 健診結果説明会:444名 メタボ運動教室:41名 血液検査時の個別相談:90名 合計1569名に実施しました。	b	特定健診や各種がん検診の場、電話や保健センター窓口で随時健康相談に応じます。	

基本目標

誰もが健やかに暮らせる健康づくりの促進

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1) 心身の健康づくりに向けた取組みの充実	17	食生活改善推進員の育成	保健センター	食生活の重要性を認識し、生活習慣病のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。 食生活改善推進員:平成18年4月現在 134名	継続	A	3歳児健診でのおやつ作り、砂沼フェスティバルでの食育普及活動及び、住民健診時の伝達活動、高齢者健康づくり料理教室等健康づくりのための食生活改善事業を実施しました。また県委託事業として、親子の食育教室、健康増進事業としての高血圧予防教室、食育推進事業よい食生活をすすめるためのグループ講習会等実施しました。 研修会と地区伝達活動、保健センター事業への協力、県・保健所管内事業や関係団体の事業への参加は、合計77回、参加推進員数 延542名 被指導人員 延2,422名	b	食生活の重要性を認識し、生活習慣病のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。
	18	親子ふれあい教室(キッズくらぶ)の実施	保健センター	インストラクターの指導により偶数月はエアロビ、奇数月はリトミックを行います。遊びを通して児の能力を伸ばし、スキンシップと語りかけによって親子の信頼関係を深めたりすることを目的として実施します。 児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、子育ての悩みや不安の解消に努め、母親同士の仲間づくりの場とすることも目的とします。 対象者:1歳以上の親子 スタッフ:インストラクター、保健師	継続	A	偶数月:生後4～5か月の親子を対象にエアロビクスを実施 参加人数 104組 奇数月:2歳～2歳1か月の親子を対象にリトミックを実施 参加人数 90組	b	事業名該当なし
	19	運動教室(昼の部・夜の部)の実施	保健センター・生涯学習課	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者:おおむね65歳以下	拡充	A	午前と午後、ボクササイズ・ヨガ・ストレッチ・筋力トレーニング、エアロビなど幅広いジャンルで1クール(8回コース)を3クールで24回開催しました。実人員61名、延283名の参加がありました。	a	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者:おおむね65歳以下
	20	学校施設開放事業の実施	生涯学習課	市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。	継続	A	生涯スポーツ普及振興の場として、市内小学校10校・中学校3校の体育館及び校庭を市民スポーツ団体に開放しました。節電対策の影響等により利用者が例年より減少しましたが、年間延べ35,7189人の利用者があり、スポーツ・レクリエーションの普及振興が図られている。	b	市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。
	21	総合型地域スポーツクラブの創設	生涯学習課	性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブを創設します。総合型クラブは、住民の主体的な運営により、すべての世代の人々が生涯をとおしてスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動します。さらに、総合型クラブの活動をとおり、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会の形成に寄与することを目指します。	新規	A	今年度より本格的に活動を実施し、117名の会員登録がありました。事業では、各種スポーツ教室や会員、非会員を問わず参加者を募ったスキーやハイキングなどの事業を実施しました。特にハイキングでは、年間を通して月1～2回のペースで13回開催し、延466名の参加があり、健康・体力づくりに寄与することができました。 (主な実施事業) 定期的な教室 ヨガ、太極拳、スポーツ吹き矢、マラソン、卓球(親子) その他 ハイキング、親子スキー教室	b	性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの新規の創設を目指すとともに、既設クラブが住民の主体的な運営により、多くの人が生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを推進します。さらに、クラブの活動を通じ、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会づくりに寄与することも目指します。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
(1)安心して子どもを産み、育てられる支援の充実 地域ぐるみでの子育て支援の充実	1	母子(父子)家庭児童学資金の支給	子育て支援課	父又は母を欠く義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。 義務教育就学児1名 3000円/月	継続	A	事業内容を広報紙(お知らせ)でPR後、実施した。 受給対象世帯数 352世帯、実児童数 829名。	a	父又は母を欠く(義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。義務教育就学児1名 3,000円/月)
	2	児童手当の支給	子育て支援課	小学校修了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、家庭における生活の安定と次世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。 手当額 第1子・第2子 5000円/月 第3子以降 10000円/月 (平成19年度より、0～3才未満の児童に対する児童手当は一律10000円/月となること決定している。)	継続		平成24年度から児童手当		事業名該当なし
	3	子ども手当への支給	子育て支援課	中学校修了前の子どもを養育している者に対して手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全育成を目的に手当を支給する。 月額一律13,000円。	新規	A	現代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している方に子ども手当を支給した。 実受給者数14,952名	a	中学校修了前の子どもを養育している者に対して手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全育成を目的に手当を支給します。
	4	母子・寡婦自立支援事業の受付	子育て支援課	県の取り次ぎ事務であり、母子家庭の自立を目指し、県や母子寡婦福祉会の主催する自立支援研修会や各種貸付事業の相談を受け付けます。	継続	A	研修会や貸付事業など受付相談等を市で行い、県につなげている。 修業資金貸付1件。	a	高等技能訓練費等事業については、平成24年度から市が実施します。 就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で2年以上修学する場合に給付金を支給します。 (対象資格) 看護師(准看護師を含む。) 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 その他必要と認める資格
	5	誕生記念事業の実施	子育て支援課	赤ちゃんの誕生に際し、フォトフレームを贈りすこやかな成長を願い祝福します。	継続		平成22年度で事業廃止。		事業名該当なし
	6	チャイルドシートリサイクル事業の実施	消防交通課	下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満児の子供にも着用が義務付けられているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。	継続	A	広報紙やホームページにより事業の実施を行い促進を図った。 1件	b	下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満児の子供にも着用が義務付けられているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。
	7	国民健康保険出産資金貸付事業の実施	保険年金課	国民健康保険法第58条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。	継続	A	被保険者からの事前申請により出産育児一時金を市が直接医療機関へ支払う「受領委任払い制度」がH21.1.1施行されたことにより、貸付申請が無かった。	b	国民健康保険法第58条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。
	8	医療福祉制度による医療費補助事業の実施	保険年金課	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。	継続	A	保険適用の医療費自己負担金を助成し、小児等の健康の維持及び健全な育成の支援を図っています。 23年度 マル福受給者に対する医療費自己負担金助成実績 90,832件 290,251千円 また、妊産婦及び未就学児のマル福自己負担金を助成し、医療費の負担軽減を図っています。 23年度の妊産婦及び未就学児のマル福自己負担金助成実績 26,491件 22,126千円	b	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。
	9	私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	学校教育課	市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差を正すを目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。	継続	A	私立幼稚園に就園する満3歳から5歳の保護者に補助金を支給する。平成23年度実績、対象者313名、補助総額32,438千円	a	市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差を正すを目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。
	10	私立幼稚園保護者負担軽減事業の実施	学校教育課	私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1000円/月を補助します。	継続	A	私立幼稚園に就園する5歳児の保護者の経費負担の軽減をおこなう。平成23年度実績、対象者128名、補助総額1,198千円	a	私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1,000円/月を補助します。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
②子供が健やかに育つための地域ぐるみでの子育て支援の充実 地域の整備	11	1歳児相談時読み聞かせの実施	図書館	幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。	継続	A	保健センターでの1歳児相談時、読み聞かせについて話をしている。参加人数384名	a	幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。
	12	図書館子育て支援事業の実施	図書館	幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えると共に、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。	継続	A	ボランティアの方々の協力のもとに読み聞かせを実施した。参加人数523名	a	幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えると共に、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。
	13	幼稚園預かり保育推進事業の実施	学校教育課	下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。	継続	A	公立幼稚園全園(6園)で実施。毎日約41名の預かり保育を実施している。	a	下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。
	14	保育の実施	子育て支援課	児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。	継続	A	市立下妻保育園延児童数1,017名・市立きぬ保育園延児童数1,230名・法泉寺保育園延児童数2,046名・大宝保育園延児童数1,165名・西原保育園延児童数757名・もみの木保育園延児童数678名・広域委託保育14施設 延児童数592名	a	児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。
	15	延長保育事業の実施	子育て支援課	保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を越えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。	継続	A	市内認可保育園の法泉寺保育園30分延長平均利用児童数9名・大宝保育園30分延長保育実施平均利用児童数3名・西原保育園1時間延長保育実施平均利用児童数5名・もみの木保育園30分延長保育実施平均利用児童数5名	a	保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を越えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。
	16	緊急保育サービス事業の実施	子育て支援課	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。	継続		事業名変更		事業名該当なし
		一時預かり事業の実施	子育て支援課	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。	新規	A	・市立下妻保育園延児童数42名 ・市立きぬ保育園延児童数91名 ・法泉寺保育園延児童数61名 ・大宝保育園延児童数227名 ・西原保育園延児童数209名 ・もみの木保育園延児童数344名	a	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。
	17	子育て支援短期利用事業の実施	子育て支援課	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に母子の保護をいたします。 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可) ・夜間養護(トワイライト)事業(原則、平日午後5時から午後10時まで)	継続	A	一時的に児童を養育することが困難となった場合等に、養育及び保護を行うことができた 実利用者数2名、10日間	b	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可)
	18	民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業	子育て支援課	民間認可保育所における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤の保育士の雇用の補助を行い、民間認可保育所の乳児等の保育制度の充実を図る。	新規		平成22年度で事業廃止。		事業名該当なし
19	民間保育所運営費補助事業の実施	子育て支援課	市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。	継続	A	実施対象施設 法泉寺保育園・大宝保育園・西原保育園・もみの木保育園 合計4施設 児童数5,025名	a	市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。	

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
② 子供が健やかに育つことのできる環境の整備 地域ぐるみでの子育て支援の充実	20	児童館整備・活動事業の実施	子育て支援課	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かなものにするために児童館に対し、整備及び活動費の一部を補助します。	継続	A	実施対象施設 しみず児童館 開館日数295日 来館人数3074名 1日平均利用児童数10.4名	b	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かなものにするために児童館に対し、整備及び活動費の一部を補助します。
	21	放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課	小学校低学年(小学校1年生から3年生)の児童で放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余剰教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	継続	A	実施クラブ やはた学童クラブ・もみの木学童クラブ・弘徳保育園学童クラブ・大形小学校児童保育クラブ・宗道小学校児童保育クラブ・下妻小学校児童保育クラブ・睦学童クラブ 合計7ヵ所 実人員計213名	a	小学校低学年(小学校1年生から3年生)の児童で放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余剰教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。
	22	子供の遊び場設置・運営費補助事業の実施	子育て支援課	・設置費補助事業:子供を育成する地域団体が設置する遊び場に対して、その経費の一部を補助します。 ・運営費補助事業:地域団体が設置した子どもの遊び場の運営費の一部を補助します。	継続	A	子供の遊び場55ヶ所に対し、運営費の一部を補助	a	事業名該当なし
	23	子育て電話相談事業の実施	子育て支援課	家庭相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時、無料)	継続	A	家庭相談員・各保育園主任保育士を中心に実施	b	家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時、無料)
	24	民生・児童委員による子供に関する相談活動の実施	子育て支援課	民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)	継続	A	主任児童委員・家庭相談員の連携により実施	a	民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)
	25	家庭児童相談室事業の実施	子育て支援課	家庭児童の健全育成を図るため、家庭相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。	継続	A	家庭児童相談室に2名の相談員を配置、相談指導業務を実施、相談実人員172人・延件数466件	a	家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
地域ぐるみでの子育て支援の充実 ③相談・支援体制の整備	26	子育て支援短期利用事業の実施 再掲	子育て支援課	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は経済的な理由により、市内児童養護施設にて、緊急一時的に母子を保護します。 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可) ・夜間養護(トワイライト)事業(原則、平日午後5時から午後10時まで)	継続	A	延べ利用者数10名	b	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可)
	27	子育てアドバイザー派遣事業の充実	保健センター	個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。	継続	B	対象者がいなかったため未実施。		個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。
	28	子どもの発達支援連絡会の形成	保健センター	関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。 メンバー：小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、小学校、保育園、幼稚園、学校幼稚園、教育委員会、福祉事務所、社会福祉協議会、保健センター 他	継続	A	8月に1回実施、事例検討、実施事業の報告・紹介、情報交換等を実施しました。	b	関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。 メンバー：小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、ろう学校、小学校、保育園、幼稚園、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、保健センター 他
	29	こんにちは赤ちゃん事業の実施	保健センター	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。 対象：生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭 訪問スタッフ：母子保健推進員、保健師、児童委員、子育て経験者等(訪問結果により、適宜関係者によるケース会議を行い適切なサービスの提供につなげます。)	新規	A	年度内出生数341名 訪問件数 保健師の訪問 230名(新生児10名、低出生体重児21名を含む) 母子保健推進員の訪問 125名 出産後転出したケースや長期入院のケースを除きほぼ全戸訪問できています。	b	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
	30	母親クラブの活動支援	子育て支援課	子供の健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。	継続	A	下妻母親クラブ1件 会員74組	b	子供の健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。
	31	子育てサークルの育成支援	保健センター	育児にかかわる不安や悩みについて相談ができるよう子供同士、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを目的として実施します。	継続	A	母親同士の仲間づくりの場となるようママサロンの開催や、びびよ教室・のびのび遊びの広場などで母親同士が交流できるようにしています。サークル活動に発展したケースはありませんでした。	b	育児にかかわる不安や悩みについて相談ができるよう子ども同士、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを目的として実施します。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
地域(4)子育て仲間づくりの支援の充実	32	マタニティクラス、ママサロンの開催	保健センター	妊婦およびその家族を対象に、安心して、健康的な妊娠期を送り、児の養育ができるよう支援すると共に、産後の悩みや育児に関する情報交換、母親同士の交流、仲間づくりの支援を目的として開催します。	拡充		事業名分割		
	33	マタニティクラス開催	保健センター	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。	新規	A	9回開催(前期:3回 後期:6回) 参加人数 妊婦:延47名 夫:18名 祖母:1名	b	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。
	34	ママサロンの開催	保健センター	生後1歳未満の子とその母親が集まり、お互いに育児の相談をしたり、情報交換などを行うことにより、育児不安の解消を図るとともに、子育て中の母親の仲間づくりの支援をします。	新規	A	9回開催 参加人数 実:71名 延141名 前年度より92名増加しました。	a	生後1歳未満の子とその母親が集まり、お互いに育児の相談をしたり、情報交換などを行うことにより、育児不安の解消を図るとともに、子育て中の母親の仲間づくりの支援をします。
	35	パパのための沐浴講座	保健センター	これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習をおこない、父親の積極的な育児参加を支援する。	新規	A	7月と3月の2回土曜日に実施しました。参加人数 11組	b	これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。
	36	びよびよ教室の開催	保健センター	乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者:生後6か月～2歳0か月の児	継続	A	12回(遊びの交流会2回含む)実施 参加人数 乳幼児:延350名 保護者:延335名	b	乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者:生後6か月～2歳0か月の乳幼児
	37	のびのび遊びの広場の開催	保健センター	保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性を養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者:2歳1か月児～就園前の幼児	継続	A	12回(遊びの交流会2回含む)実施 参加人数 幼児:延213名 保護者:延187名	b	保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性を養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者:2歳1か月児～就園前の幼児
	38	バクバク離乳食教室の開催	保健センター	乳児の健やかな発育を促すため、保健師による乳児の健康と予防接種の受け方等の指導、栄養士による離乳食についての説明や相談を実施し、母親の育児不安の解消を目的に開催します。 (対象者)第1子の家族。但し、おしらせ版や予定表にも載せているため、希望する方は受講可能とします。	継続	A	6回実施 参加人数 99名 父親2名、祖母6名の参加がありました。	b	離乳開始前の母親及び家族を対象に、離乳食のスムーズな進め方と手法を学ぶことを目的に開催します。育児不安の解消にも効果があります。(対象者)第1子の家族。但し、おしらせ版や予定表にも載せているため、希望する方は第2子以降の方も受講可能です。
	39	ファミリーサポートセンター事業の実施	社会福祉協議会	安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う地域のネットワークをつくり、在宅でおさんを一時的に預かります。 利用会員 市内に在住・在勤し、生後3ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者	継続	A	H23実績 利用会員 653名、協会員 100名、両方会員 31名 利用件数 723件 利用時間 1260時間	b	安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う地域のネットワークをつくり、在宅でおさんを一時的に預かります。 利用会員 市内に在住・在勤し、生後3ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者
	40	子育て支援事業「うるきっず」の実施	社会福祉協議会	子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。 利用会員 市内に在住・在勤するおむね6ヶ月から12歳の乳幼児・児童を抱える保護者。	継続	A	H23実績 延べ利用会員数 507件 利用時間数 9014時間	b	子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。 利用会員 市内に在住・在勤し、生後6ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者
	41	おもちゃの広場(子育てサロン)の実施	社会福祉協議会	子育て中の親子が集い、それぞれの地域性にあった内容で同じ悩みや情報交換ができる場所として開設します。	継続	A	H23実績 サロン開設 8ヶ所 開設回数 107回 延べ利用者数 2250名	b	子育て中の親子が集い、それぞれの地域性にあった内容で同じ悩みや情報交換ができる場所として、各地域で開設します。
	42	子守唄指導員の会の設置	保健センター	家族や地域のきずなが希薄となり、育児不安を抱える保護者が増加している中、子守唄は親子のふれあいをつくり、きずなを深め、それを聞く子どもにも、唄う保護者にも情緒の安定をもたらすなどの効果があるといわれている。このため、子守唄を一つのツールとして、親子のきずなやふれあいづくりを推進していく。 対象:子育て中の母親と子 実施スタッフ:子守唄指導員(県で実施した子守唄指導員養成講習会修了者)	継続	A	バクバク離乳食開催時の待ち時間に子守唄のCDをかけました。6回実施。母親99名 地区で実施している子育てサロンで子守唄の話をしたり、みんなで子守唄や童謡を歌いました。20回実施 参加者 母親166名 子204名	b	事業名該当なし

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
ノーマライゼーション(1)障害児・者及び介護者の生活支援の充実の推進	43	すくすく相談の実施	保健センター	障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、保護者の育児支援を図るために、乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児(発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児)とその保護者を対象に総合的な相談を行います。	継続	A	14回実施 参加人数 延46名	b	障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、保護者の育児支援を図るために、乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児(発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児)とその保護者を対象に総合的な相談を行います。
	44	小児リハビリ教室の実施	保健センター	心身に障害を持つ児(肢体不自由児を主とした障害児)とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。	継続	A	6回実施 参加人数 延12名	b	心身に障害を持つ児(肢体不自由児を主とした障害児)とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。
	45	障害児保育事業の実施	子育て支援課	'特別児童扶養手当の支給対象障害児'で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。	継続	A	H23実績 法泉寺保育園1名 大宝保育園1名 西原保育園1名 もみの木保育園1名	b	'特別児童扶養手当の支給対象障害児'で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。
	46	児童デイサービス支援事業の実施	福祉課	障害児が、デイサービスセンターに通所し、文化活動や機能訓練を行うときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	継続	A	H23実施対象者:2名	b	障害児が、デイサービスセンターに通所し、文化活動や機能訓練を行うときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。
	47	ホームヘルプ事業の実施	福祉課	障害児・者が、身体介護、家事補助等のためのホームヘルプサービスを利用するときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	継続	A	H23実施対象者:30名	b	障害児・者が、身体介護、家事補助等のためのホームヘルプサービスを利用するときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。
	48	短期入所支援(ショートステイ)事業の実施	福祉課	障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	継続	A	H23実施対象者:15名	b	障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。
	49	特別児童扶養手当の支給	福祉課	心身に障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に支給することにより福祉の増進を図ります。	継続	A	H23受給者:79名	b	心身に障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に支給することにより福祉の増進を図ります。
	50	重度心身障害児童福祉手当の支給	福祉課	障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、在宅児童の保護者に対して重度心身障害児童福祉手当を支給します。	継続	A	H23受給者:1級 55名 2級 36名	b	障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、在宅児童の保護者に対して重度心身障害児童福祉手当を支給します。
	51	心身障害者扶養共済制度の実施	福祉課	心身障害者の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、または心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。	継続	A	H23受給者:9名	b	心身障害者の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、または心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。
52	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の実施	介護保険課	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっていきます。	継続	A	対象者に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡し、日常生活上の緊急事態における不安を解消しました。(H23年度 新規申請者数 15名)	b	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっていきます。	

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
ノーマライゼーションの考え方に基いた地域福祉の推進	53	高齢者学級の推進	公民館	毎年、市内全部の公民館教室で、概ね60歳以上の方を対象に高齢者学級を実施します。	継続	A	公民館教室の高齢者を対象に(8教室)人権に関する研修会(ビデオ鑑賞・講和)を実施した。 参加人数151名	a	毎年、市内全部の公民館教室で、概ね60歳以上の方を対象に高齢者学級を実施します。
	54	在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の実施	社会福祉協議会	介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。	継続	A	H23実績 利用会員数 125名 協力会員 106名 利用時間数 3162時間	a	介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。
	55	地域包括支援センターの設置	介護保険課	地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。	新規	A	高齢者虐待防止ネットワークの代表者会議および実務者会議や研修会を開催。高齢者の相談に早期に対応できるよう、医療、介護保険関係機関との連携づくりを行いました。	b	地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。
	56	愛の定期便事業の実施	介護保険課	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。	継続	A	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問し、乳製品等を配布しながら、安否確認を行いました。 (H23年度 利用者月平均271人)	b	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。
	57	ねたきり老人等介護用品購入助成券の支給	介護保険課	在宅の60歳以上の常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な高齢者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。月4000円	継続	A	在宅で60歳以上の常時ねたきり、又は認知症の状態の方で、おむつ等の介護用品の使用が必要な高齢者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成しました。月4000円 (H23年度該当人数 ねたきり老人 102人 認知症老人 99人)	b	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。月4,000円
	58	ねたきり老人等介護慰労金支給事業の実施	介護保険課	在宅の65歳以上で、継続して3ヶ月以上常時ねたきり又は認知症の状態にある高齢者の介護者を対象に、介護慰労金を年30000円支給します。	継続	A	在宅の65歳以上で、継続して3ヶ月以上常時ねたきり又は認知症の状態にある高齢者の介護者を対象に、介護慰労金を年30000円支給しました。 (H23年度 支給人数 ねたきり老人102名 認知症老人99名)	b	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金(年額3万円)を支給します。
	59	しもつま温泉無料入浴券の配布	介護保険課	働ふれあい下妻からの提供によるしもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。	新規	A	働ふれあい下妻からの提供によるしもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布しました。 (H23年度 3,459人 2,859世帯へ配布)	b	働ふれあい下妻からの提供によるしもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。
	60	高齢者福祉タクシー利用助成事業の実施	介護保険課	高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。 対象者・在宅の75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者 対象外・障害者タクシー利用助成事業の利用者 ・現に自動車所有し、運転できる者 ・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者	新規	A	高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシーの初乗り運賃を限度とするタクシー料金を助成しました。 (H23年度 申請者数559人)	b	高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。 対象者・在宅の75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者 対象外・障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者
	61	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の実施 再掲	介護保険課	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダントを発信機としてお渡しします。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。	継続	A	対象者に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡し、日常生活上の緊急事態における不安を解消しました。 (H23年度 新規申請者数 15名)	b	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。
	62	運動教室(昼の部・夜の部)の実施 再掲	保健センター・生涯学習課	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下	拡充	A	午前と午後、ボクササイズ・ヨガ・ストレッチ・筋力トレーニング、エアロビなど幅広いジャンルで1クール(8回コース)を3クールで24回開催しました。実人員61名、延283名の参加がありました。(保健センター) エアロビクス・ヨガ・ストレッチ・筋力トレーニングなど幅広いジャンルから初心者の方にも手軽にできるよう3教室を設定し、午前・午後の部を合わせ全24回開催しました。延470名の参加がありました。(生涯学習課)	b	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下
	63	男性の料理教室の開催 再掲	公民館	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	新規	A	下妻公民館において、男の料理教室(10回)定員20名を募集して実施した。 参加者人数17名	b	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。
	64	介護予防等教室の開催 再掲	介護保険課	高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。	継続	A	介護予防一般高齢者施策 ・転倒予防教室(にこにこ体操教室)9教室 85回開催延べ1,341名参加 ・シルバリーリハビリ教室 22教室 258回開催 延べ3,953名参加 ・高齢者健康づくり(運動施設)事業 30名参加 介護予防特定高齢者施策 ・げんき運動教室 35回開催 延べ500名参加 ・栄養改善教室 4回開催 34名参加 ・口腔機能向上教室 4回開催 41名参加	a	高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。
	65	介護教室の開催 再掲	介護保険課	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。	新規	A	要介護者を介護している方を中心に、市内3カ所で開催した。 21名参加	b	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
（3）多様な地域住民の参加と交流による地域福祉の推進 （1）マイセイションの考え方に基いた地域福祉の推進	66	ボランティアの育成	社会福祉協議会	障害者や高齢者の理解を深め、やさしさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティアや福祉体験を開催します。入門編、体験編、活動編に分けて、福祉やボランティア活動に関心のある方だけでなく、誰もが参加できる講習会を開催します。	継続	A	入門編 4講座 153名参加 体験編 3講座 44名参加 活動編 2講座 18名参加 合計 215名参加	c	障害者や高齢者の理解を深め、やさしさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう入門編・体験編・活動編に分け、しもつまふくし塾として誰もが参加できる講習会を開催します。
	67	ボランティアサークルへの活動支援の充実	社会福祉協議会	ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所（福祉施設）との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。	継続	A	ボランティアサークル助成金交付要項の申請条件を見直し、実施対象 18サークル 申請 16サークル 助成金交付 16サークル 総額455,000円	b	ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所（福祉施設）との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。
	68	ボランティア育成のための学習会の開催	社会福祉協議会	ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、育成をすることを目的に、一般対象のボランティア入門講座を開催します。また、福祉教育への意識を高めるため、学校の教職員を対象にした「先生のための福祉体験講座」を開催します。	継続	B	ふくし塾の開催参加者のうち17名がボランティア登録し活動に繋が		ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、育成をすることを目的に、一般対象のボランティア入門講座を開催します。また、福祉教育への意識を高めるため、学校の教職員を対象にした「先生のための福祉体験講座」を開催します。
	69	子どもを守る110番の家事業の実施	指導課	誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。	継続	A	保護者や教職員が「子どもを守る110番の家」を訪問するなどして、緊急避難場所としての依頼や情報交換をおこなった。 平成23年度「子どもを守る110番の家」件数は947件であった。	b	誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。
70	交通安全教育の実施	消防交通課	各市内10分会（小学校区）で、「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」を組織します。 事業内容 保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進 交通安全よいこの表彰、およびポスターコンクール等の表彰 地域、職域における交通安全座談会、映画会、講演会並びに講習会の開催等 立哨指導（交通安全協会下妻支部）	継続	A	市内の小中学校（13校）において警察署、交通関係団体の協力を得て、交通安全教室を実施した。 ポスターコンクールを交通安全母の会下妻支部が中心となり実施し、市内小学校から618点の応募があった。関係団体の協力を得て、表彰、展示を実施し、交通安全の意識の高揚を図った。 全国交通安全運動期間を中心に通学路等での立哨指導を実施した。	b	各市内10分会（小学校区）で組織される、「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」による事業を実施します。 事業内容 保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進 交通安全よいこの表彰、およびポスターコンクール等の表彰 地域、職域における交通安全座談会、映画会、講演会並びに講習会の開催等 立哨指導（交通安全協会下妻支部）	

基本目標

新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
新たな取組みを必要とする分野における女性の参画の推進	1	農山漁村男女共同参画事業推進の支援	農政課	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	継続	A	認定農業者316名のうち7名が女性の認定農業者である。	b	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。
	2	農業後継者育成支援事業の実施	農政課	農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。	継続	A	新規就農者は4名で39歳以下の就農者は54名となった。後継者を対象とした農業学園の情報を提供した。	b	農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。
	3	下妻市まちづくり女性スタッフ制度の充実及び活動の促進	市民協働課	女性の感性と視点を市政に取り入れると共に、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に、市政への提言や、市政についての調査研究、勉強会、市内施設見学会等を開催します。	継続	A	下妻市まちづくり女性スタッフ(8期)12名が市長へ提言をした。福祉、環境、防災について提言し、防災については独自のアンケート調査を実施し、体験を交えた「防災マニュアル」を作成し全戸配布の提案をした。	a	女性の感性と視点を市政に取り入れるとともに、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に、市政への提言や、市政についての調査研究、勉強会、市内施設見学会等を開催します。
	4	防犯活動(防犯ボランティア活動)の推進	消防交通課	市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。	継続	A	パンフレット、ホームページ等により、制度の周知を行った結果、平成23年度中に9名の新規加入があった。加入者に対しては講習会等を通じ防犯意識の高揚を図った。24年3月末現在785人の登録。	b	市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。
	5	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	消防交通課	災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。	新規	B	国・県の計画改定の動向を踏まえ、市の地域防災計画は平成24年度に見直す事となった。		災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。
	6	防災ボランティアの養成	社会福祉協議会	災害時の被災者支援活動を円滑に進めるため、防災ボランティアを養成します。	新規	B	被災地支援ボランティアのボランティア活動保険受付H23年度58件情報提供など行いました。		事業名該当なし
	7	消防団への女性の加入推進	消防交通課	女性に、下妻市消防団に加入していただき、本部付け団員として、住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らし高齢者宅の防火訪問、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。	新規	A	市内の建設業者等に働きかけ、女性消防団への入団について、説明し勧誘した。その結果、3名の方が入団した。	a	女性に、下妻市消防団に加入していただき、本部付け団員として、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。

基本目標

新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

主要課題	事業	事業名	担当課	事業内容	区分	実施状況及び担当課による自己評価			平成24年度具体的施策・事業内容
						実施状況	取組の実績	取組評価	
新たな取組み(2)を必要とする分野での女性の参画の推進 男女共同参画の推進	8	ごみ減量推進員制度の充実	生活環境課	地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度を推進します。	継続	A	ごみ減量推進員308名については、ごみ集積所の維持管理、分別の助言や指導を行なった。この事業については、今後も推進していく。	b	地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度の充実を図ります。
	9	環境保全等推進事業の充実	生活環境課	環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議をするため、下妻市環境審議会を置き、環境保全等推進事業の充実を図ります。	拡充	B	環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関する市長の諮問がなかったことから会議を招集しなかった。		環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議をするため、下妻市環境審議会を置き、環境保全等推進事業の充実を図ります。